

令和6年9月定例会（とやま市議会だよりNo.83）

常任委員会（予算決算委員会）（市議会だより4ページ）

6年度富山市一般会計補正予算など8件については、いずれも原案のとおり「可決」、「承認」した。

・総務文教分科会

6年度富山市一般会計補正予算など2件について、審査した。

スクールバス運行等事業費

委員 水橋学園のスクールバスの運行ダイヤや運行ルート等を検証するため試行運行を行うとのことだが、運行ルートや新たに設置するバス停の周辺住民への説明について、どのように考えているのか。

市 水橋学園のスクールバスの運行計画については、地元の自治振興会やPTAで組織される水橋地区学校統合推進委員会でご検討いただき、バス停については、主に公共施設や既存のコミュニティバスのバス停を利用する予定として要望を受けている。

一方で、民有地についてはまだ交渉にまで至っていないが、場合によっては承諾されないこともあるかと思うので、慎重に検討し、協議したいと考えている。

今回は試行運行の予算を計上しているが、実際に運行してみることで、バス停として予定している箇所が利用に耐えられるのかどうかや、地元の方がバスの通行に関して問題があるのかどうかについても検証していきたいと考えている。

・厚生分科会

6年度富山市一般会計補正予算など3件について、審査した。

体育施設管理運営費

反対意見 富山市総合体育館Rコンセッション事業についてはこれまでも反対しており、本補正予算に反対する。

賛成意見 本補正予算は富山市総合体育館Rコンセッション事業を実施する上で、重要であり、富山市民の大きな期待がかかった事業である。

- **経済環境分科会**

6年度富山市一般会計補正予算など4件について、審査した。

- **建設分科会**

6年度富山市一般会計補正予算など3件について、審査した。

交通安全施設整備事業費

委員 4地域の9路線にガードレールやカーブミラー等の交通安全施設を設置することのだが、これらの路線を選んだ理由は何か。

市 交通安全施設の設置については各地域から大変多くのご要望をいただいているが、限られた予算の中で、全てのご要望にすぐに対応することは非常に困難な状況である。

また、現在は、5年の線状降水帯による豪雨災害や令和6年能登半島地震における道路や水路の損傷などの復旧に全力で取り組んでいる。

これらの災害を踏まえ、通学路や生活道路を中心に、災害時に通行に支障が出ると思われる道路や、避難時に十分な安全が確保できないと思われる歩道や側溝などについて、パトロールなどによる安全確認を実施している。

その結果、安全対策が不十分な箇所が散見されたので、地元からの要望も踏まえて災害に備えた対応が必要だと考え、今回の4地域の9路線を選定した。

常任委員会（部門別常任委員会）（市議会だより5ページ）

〈総務文教委員会〉

富山市市税条例の一部を改正する条例制定の件など5件については、いずれも原案のとおり「可決」、「追認」した。

また、陳情1件については、「不採択」すべきものと決した。

富山市ガラス美術館の観覧料見直しについての陳情

市 博物館法第26条では、「公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。ただし、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。」と規定している。

この条文の本文については、博物館は、一般公衆の利用に供されることが目的であることから、その公共性が重視されなければならない、公立博物館においては、より一層その公共性が強調されなければならないことから、原則として、入館料等の対価の徴収をしてはならないことを規定している。

一方で、この条文には、ただし書きが付記されており、博物館法が制定された昭和26年当時の多くの公立博物館においては、入館料が収入の相当部分を占めており、入館料の徴収を禁止することは実情に即さない状況であったこと、また、当時の博物館関係者からは、入館料を無料にはできないという意見が大勢であったことなどから、公立博物館の公共性や維持運営のための経費を考慮し、必要な最小の料金を徴収できる旨が規定されている。

また、文化庁では、「同条ただし書きにおいて、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収できることとされており、入館料については各館の実情を踏まえて設置者が適切に判断すべき事柄である」としている。

このため、本市では、新たに開館する富山市ガラス美術館が、多彩で魅力的な展覧会やイベントを通じ、現代ガラスを中心としたガラス芸術の発信拠点としての目的を達成するためには、相当の維持管理経費を要するものと想定し、開館にあたっては、必要最小限の観覧料を徴収することとしたものである。

また、その観覧料の設定にあたって、個人の常設展は、市内の公立博物館や県内の公立美術館との均衡を図るため、当時の富山県立近代美術館や富山県水墨美術館の観覧料と同額の200円とし、また、企画展は、国内外から貴重な作品を借用するなど、より多くの経費がかかる場合があることから、上限を当時は2,160円、現在は2,200円の範囲内でその都度定めることとして、富山市ガラス美術館条例に規定したものである。

また、毎年度の富山市ガラス美術館の観覧料の総額の見込みや、管理運営に必要な経費の総額については、本市の一般会計予算に計上し、市議会の議決を受けた上で適切に執行し、さらには、決算についても毎年度、市議会の認定を受けており、こうしたことから、富山市ガラス美術館は、法令にのっとり、適切に運営しているものと考えている。

委員 入館料を徴収することがやむを得ないと考える根拠である維持管理経費には、具体的にどのようなものがあり、いくらぐらいかかるのか。

市 維持管理経費には、例えば企画展の開催にあたり、国内外から作品を借用する際の輸送費や、会場の設営・設置の業務委託費、パンフレットの印刷代などが挙げられ、これらの展覧会の開催にかかる事業費に観覧料を充当している。

5年度の実績では、観覧料収入は8,856万3,000円余りで、その充当先である事業費は1億2,769万円余りとなっており、歳出に占める観覧料収入の割合は、69%余りとなっている。

【所管部局からの報告事項】

○教育委員会

- ・とやま駅南図書館の閉館時間の繰り上げ

<厚生委員会>

富山市災害弔慰金の支給等に関する条例及び富山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件など5件については、いずれも原案のとおり「可決」した。

特定事業契約締結の件（富山市総合体育館Rコンセッション事業）

反対討論 5年9月定例会では、富山市総合体育館等の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例制定の件について、また、5年12月定例会では富山市総合体育館Rコンセッション事業費にかかる債務負担行為の追加について反対しており、本特定事業契約締結についても賛成できない。

賛成討論 Rコンセッション事業を絡めて富山市総合体育館の改修や施設の劣化に対する事業による延命を図り、事業を進めていくことは本市にとって、これからのスポーツの将来を支える大きな力になることから、本事業を着実に進めていくためにも、このRコンセッション事業の方向性は間違っていないものと考えている。また、市民からの多くの期待やインバウンドなども含めて、本事業は本市だけでなく、県、ひいては世界にも打って出るような本市の大きな事業にもなると考えており、そうした大きな夢を実現するためにも、本事業をしっかりと推進していくべきである。

【所管部局からの報告事項】

○病院事業局

- ・看護職員処遇改善の実施
- ・市民病院における令和6年度診療報酬改定の影響

○こども家庭部

- ・こどもインフルエンザ予防接種費助成事業

＜経済環境委員会＞

富山市牛岳温泉スキー場条例の一部を改正する条例制定の件など2件については、いずれも原案のとおり「可決」した。

＜建設委員会＞

工事請負変更契約締結の件（小見橋1号仮橋設置工事）など3件については、いずれも原案のとおり「可決」した。

工事請負契約締結の件（観光橋塗装塗替（第1工区）工事）

委員 観光橋は架設から50年経過しているとのことだが、橋の安全性の検査はいつ行われたのか。

市 観光橋については、法令で定められた5年に一度の定期点検を3年前に実施している。

塗装の塗り替えに際して足場を組むことから、それに併せて、今年度から3カ年をかけ、道路の下のコンクリートが欠けた部分の補修や、コンクリートのひび割れに対して樹脂を注入して水が入らないようにする補修など、橋が健全な状態で長持ちするような補修も実施していく予定である。

【所管部局からの報告事項】

○建設部

- ・城南公園における県有地（旧近代美術館跡地）の利活用